

議第9号議案

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月4日

提出者

東大和市議会議員 尾崎 利一

〃 上林 真佐恵

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「61万円」に改め、同条第4項ただし書中「17万円」を「16万円」に改める。

第3条第1項中「100分の6.57」を「100分の6.28」に改める。

第5条中「31,700円」を「29,700円」に改める。

第7条中「100分の2.05」を「100分の1.91」に改める。

第8条中「10,100円」を「9,200円」に改める。

第10条中「11,000円」を「10,800円」に改める。

第23条中「63万円」を「61万円」に、「17万円」を「16万円」に改め、同条第1号ア中「22,190円」を「20,790円」に改め、同号イ中「7,070円」を「6,440円」に改め、同号ウ中「7,700円」を「7,560円」に改め、同条第2号ア中「15,850円」を「14,850円」に改め、同号イ中「5,050円」を「4,600円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「5,400円」に改め、同条第3号ア中「6,340円」を「5,940円」に改め、同号イ中「2,020円」を「1,840円」に改め、同号ウ中「2,200円」を「2,160円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。